

令和3年(行ウ)第277号 行政処分取消請求事件

原 告 フロントラインプレス合同会社

被 告 国(処分行政庁 運輸安全委員会事務局長)

準備書面(11)

令和6年7月17日

東京地方裁判所民事第2部Ae係 御中

被告指定代理人

星野郁也



荒木真希子



杉山勇二



福井靖則



石田達朗



小坂真広



第1 情報公開法5条1号該当性についての反論	4
1 はじめに	4
(1) 情報公開法5条1号本文の意義等	4
(2) 情報公開法5条1号ただし書イの判断枠組み	5
2 乙①第8号証の「※」部分について	6
3 乙①第34号証「次長、課長欄」について	7
4 乙①第62号証「承認、作成欄」及び乙④第2号証「承認、作成欄」について	8
5 乙①第64号証「※」部分、乙①第93号証「※2」部分及び乙①第94号証「※」部分、乙②第32号証「※3」部分、乙②第33号証「※3」部分について	8
6 乙②第1号証「※2」部分について	9
7 乙②第2号証について	9
8 乙②第4号証「※」部分、乙②第5号証ないし第26号証「※」部分について	10
9 乙②第27号証「※」部分について	10
10 乙②第28号証「※」部分について	10
11 乙②第28号証のその他の部分について	11
12 乙②第29号証「※」部分、乙②第30号証「※」部分、乙②第33号証「※1」部分及び乙②第34号証「※1」部分について	11
13 乙②第31号証「※1」部分について	12
14 乙②第31号証「※2」部分について	12
15 乙②第36号証及び乙②第37号証「※1」部分について	13
16 乙②第37号証「※2」部分、乙②第38号証「※4」部分、乙②第39号証「※」部分、乙②第40号証「※1」部分、乙②第42号証「※1」部	

分、乙②第43号証「※」部分、乙②第53号証「※」部分及び乙②第55号証「※5」部分について	13
17 乙②第38号証「※1」部分について	14
18 乙②第38号証「※3」部分について	14
19 乙②第39号証のその余について	15
20 乙②第40号証「※2」部分について	15
21 乙②第52号証「※」部分について	16
22 乙②第55号証「※1」部分について	16
23 乙③第1号証「※」部分について	16
24 乙③第4号証「※1」部分について	17
25 乙③第4号証「※4」、「※5」及び「※6」部分について	18
26 乙③第5号証、乙③第6号証、乙③第7号証及び乙③第8号証について	
	18
27 乙③第9号証について	18
28 乙③第11号証「※2」部分について	19
29 乙③第14号証「※」部分について	19
30 乙③第15号証「※」部分について	20
31 乙④第1号証「※1」部分について	20
32 乙④第1号証「※3」部分について	21
33 乙④第6号証「※」部分について	21
第2 情報公開法5条2号該当性についての反論	21
第3 情報公開法5条5号該当性についての主張の補充	23
第4 情報公開法5条6号該当性についての主張の補充	25

被告は、本準備書面において、原告の2024年(令和6年)5月2日付け「第4準備書面」(以下「原告第4準備書面」という。)における原告の主張につき、必要な範囲で反論するとともに(後記第1及び第2)、本件対象文書①のうち不開示とした部分について、裁判所が作成した「調査資料一式」の類型と不開示事由に記載された分類に従い、情報公開法5条5号及び6号に該当する部分の不開示事由の主張を補充する(後記第3及び第4)。

なお、略語等は従前の例による。

## ○ 第1 情報公開法5条1号該当性についての反論

### 1 はじめに

#### (1) 情報公開法5条1号本文の意義等

情報公開法5条1号本文の意義及び趣旨については、被告の令和4年1月20日付け準備書面(2)(以下「被告準備書面(2)」という。5及び6ページ)で述べたとおりである。

そして、情報公開法5条1号の本文の趣旨が個人の権利利益の十分な保護を図るという点にあることに照らすと、同号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」にいう「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報のみならず、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

この点、東京高等裁判所平成26年10月9日判決(判例秘書登載)は、「一般に容易に入手することができる情報ばかりではなく、当該個人の関係者が入手可能であると通常考えられる情報と照合することによって、特定個人を識別することができる情報であれば、法(引用者注:情報公開法)5条1号(個

人識別情報)に該当する」と判示しているところである。

## (2) 情報公開法5条1号ただし書イの判断枠組み

### ア 情報公開法5条1号ただし書イにいう「情報」の公表主体は行政機関に限られること

情報公開法5条1号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定しているところ、ここでいう「法令の規定により」行政機関の保有する特定の情報を公にし、又は公にすることを予定する主体(以下「公表主体」という。)が行政機関に限られることは明らかである。

そして、ここでいう「慣行として」は、行政機関を公表主体とする「法令の規定により」と並列的に規定されており、公表主体について別途の規定を置いていないのであるから、その公表主体も、法令の規定による公表主体と同様に行政機関に限られると解される。

### イ 情報公開法5条1号ただし書イに該当するためには、特定の個人の氏名等だけでなく「個人に関する情報」全体について、同号ただし書イに規定する事由が認められることが必要であること

(ア) 情報公開法5条1号は、その本文において、不開示とすべき情報について、「個人に関する情報(括弧内省略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(括弧内省略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定し、個人の権利利益の十分な保護を図ろうとしている。

そして、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。した

がって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる（「詳解情報公開法」45ページ）。

- (1) その上で、同号は、個人に関する情報の例外的開示事由として、同号ただし書において、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定している。

このように、同号が「情報」に着目して不開示情報性を規定していることに照らすと、同号ただし書に該当するというためには、個人の氏名等の「記述」部分だけでなく、上記の「個人に関する情報」全体について、同号ただし書に規定する事由が認められることが必要である。

#### ウ 情報公開法5条1号ただし書該当性の主張立証責任は開示請求者にあること

情報公開法5条1号ただし書の趣旨は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用した一方で、その結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになるため、公知の情報等、個人に関する情報の不開示情報から除かれるべきものを限定列挙した点にある（「詳解情報公開法」45ページ）。そして、同号本文とただし書の規定の仕方及び同号ただし書の趣旨に照らすと、同号ただし書は、同号本文により原則として不開示とされる情報から除外される情報を例外的に定めた規定であり、開示請求者において、その例外となる法律要件の適用を求めるべき規定であって、開示請求者がその主張立証責任を負うものと解すべきである。

#### 2 乙①第8号証の「※」部分について

- (1) 当該不開示部分には、本件事故に関して特定の観点から行われた調査に対して回答した者の勤務先法人の名称、回答者の役職及び氏名が記載されてい

る。なお、上記調査の内容についても、情報公開法5条2号、5号及び6号に該当することから、不開示としている。

(2) この点、原告は、「勤務先法人名」は情報公開法5条1号本文に該当しない旨主張する(原告第4準備書面2ページ)。

しかしながら、調査に対する回答をした勤務先法人の名称を明らかにすれば、回答者個人の関係者が入手可能な当該法人の組織構成等の他の情報と照合することで回答者の個人を識別することが可能となるのであって、原告の主張は理由がない。

(3) また、原告は、当該不開示部分に含まれる個人の氏名について、代表者名や当該法人の責任ある立場の者として氏名を公表している者であれば、慣行として公にされているから情報公開法5条1号イにより開示対象となるなどと主張する(原告第4準備書面2ページ)。

しかしながら、前記(1)に係る情報は、単に特定の個人の氏名等のみならず、特定個人の調査に対する協力状況等の個人の活動に関する情報まで明らかになるものであるから、本件では、このような「個人に関する情報」全体について、同号イに規定する事由が認められる必要があるところ、上記の調査に対する協力状況についても慣行として公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

したがって、原告の主張は理由がない。

### 3 乙①第34号証「次長、課長欄」について

(1) 当該不開示部分には、第11寿和丸の製図をした法人の担当者の姓が記載されている。

(2) この点、原告は、姓だけであれば個人識別性がない旨主張するが(原告第4準備書面2ページ)、第11寿和丸の製図をした法人の「次長」及び「課長」の姓であっても、当該法人に関する組織情報等と照合することにより個

人を識別することができるのであって、情報公開法5条1号に該当する。

(3) また、原告は、製図の作成について責任を負うべき立場にある者は通常公表されているはずであるから、慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張する(原告第4準備書面2ページ)。しかしながら、第11寿和丸の製図をした法人の製図担当責任者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でないから、情報公開法5条1号イに該当しない。

#### 4 乙①第62号証「承認、作成欄」及び乙④第2号証「承認、作成欄」について

(1) 当該不開示部分には、第58寿和丸の完成図を作成した法人の作成担当者及び承認担当者の姓が記載されている。

(2) この点、原告は、作成責任及び承認責任を明らかにするものであるから、慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張する(原告第4準備書面2ページ)。

しかしながら、第58寿和丸の完成図を作成した法人の完成図作成担当者及び承認担当者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でもないから、情報公開法5条1号イに該当しない。

#### 5 乙①第64号証「※」部分、乙①第93号証「※2」部分及び乙①第94号証「※」部分、乙②第32号証「※3」部分、乙②第33号証「※3」部分について

(1) 当該不開示部分には、各書面を行政庁に提出した者の氏名が記載されている。

(2) 原告は、責任ある立場で提出しているはずであるから、慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張する(原告第4準備書面

2 ページ)。

しかしながら、前記各書面を「責任ある立場」で提出した者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でもないから、情報公開法5条1号イに該当しない。

## 6 乙②第1号証「※2」部分について

- (1) 当該不開示部分には、アンケート回答者に関する情報が記載されている。
- (2) 原告は、個人の氏名は個人識別情報であるとしても、これ以外の情報に個人識別性はないから、情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面3ページ)。

しかしながら、原告が指摘する氏名以外の回答者が乗船していた船舶名、役職、乗船歴及び年齢等であっても、当該船舶の乗船者等が入手可能な他の情報と照合すればアンケート回答者を個人として識別できることは明らかであり、情報公開法5条1号に該当する。

## 7 乙②第2号証について

- (1) 当該不開示部分には、乗組員の氏名及び遺体の状況等に関する情報が記載されている。
- (2) 原告は、乗組員(生存者)E、F及びGについて、それぞれ2片ある不開示部分のうち氏名でない方の情報については個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面3ページ)。

しかしながら、原告が指摘する不開示部分は、第58寿和丸の乗組員のうち、生存者に係る情報であって、それぞれ2片ある不開示部分のうち、一方は船内で担当していた役割で、もう一方は氏名であるところ、担当していた役割に係る情報を開示すれば、上記生存者の関係者等が入手できる第58寿和丸の乗組員に関する他の情報と照合することで、上記乗組員を個人として識別できることから、情報公開法5条1号に該当する。

8 乙②第4号証「※」部分、乙②第5号証ないし第26号証「※」部分について

- (1) 当該不開示部分には、口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、生年月日、役職等が記載されている。
- (2) 原告は、役職等の情報は個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しないと主張するが(原告第4準備書面3ページ)、聴取の対象者が乗船していた船舶が特定されているものもあることに加え、役職等のみであっても、他の情報を照合すれば個人を識別できる情報といえるから、情報公開法5条1号に該当する。
- (3) また、原告は、口述調査を受けた者が会社の代表者など責任ある立場であれば、これらの者の氏名は慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張する(原告第4準備書面3ページ)。しかしながら、口述調査を受けた「責任ある立場」の者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でもないから、情報公開法5条1号イに該当しない。

9 乙②第27号証「※」部分について

- (1) 当該不開示部分には、口述聴取を受けた者の勤務先法人における役職が記載されている。
- (2) 原告は、所属は個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しないと主張するが(原告第4準備書面3ページ)、勤務先法人の名称及び同法人内における役職であっても、他の情報を照合すれば個人を識別できる情報といえるから、情報公開法5条1号に該当するのであって、原告の主張は理由がない。

10 乙②第28号証「※」部分について

- (1) 当該不開示部分のうち、1ページ目上部の2片は、一方が提出者の勤務先

法人の名称、他方が勤務先法人のファックス番号である。

- (2) 原告は、個人名でない情報は個人識別情報に当たらず情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面3及び4ページ)。

しかしながら、識別可能性の判断に当たっては、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得ることから、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ると解される(「詳解情報公開法」47ページ)。そして、調査に対する回答をした勤務先法人の名称を明らかにすれば、当該法人の組織構成等の他の情報と照合することで回答者の個人を識別することが可能となるほか、当該法人に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがあり得ることに照らせば、原告の主張は理由がない。

#### 11 乙②第28号証のその余の部分について

- (1) 当該不開示部分には、第58寿和丸及びその僚船の乗組員の船員番号、役職、氏名、生年月日、電話番号、住所、郵便番号が記載されている。
- (2) 原告は、船員番号、役職、生年月日、都道府県市町村及び郵便番号は個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面4ページ)。しかしながら、原告が個人識別性がない旨主張する記述であっても、前記乗組員関係者が保有する第58寿和丸及びその僚船の乗組員に関する情報と照合することで、個人を識別することが可能であることに照らせば、原告が指摘する記述が情報公開法5条1号に該当することは明らかである。

#### 12 乙②第29号証「※」部分、乙②第30号証「※」部分、乙②第33号証「※1」部分及び乙②第34号証「※1」部分について

- (1) 当該不開示部分には、口述聴取を受けた者の氏名、生年月日、本籍地、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、口述者が指定した連絡先の

名称及び電話番号、取得している免許の種類、免許番号、取得年月日、交付年月日が各記載されている。

(2) 原告は、氏名、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス及び都道府県市町村より詳しい個人住宅所以外は個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面4ページ)。

しかしながら、当該不開示部分に記載された記述が組み合わされることによって、特定の個人を識別することができることに加え、口述聴取を受けた者の関係者が入手し得る情報(職員名簿等)と照合することで、個人を識別することはできるものであって、原告が指摘する情報が情報公開法5条1号に該当することは明らかである。

### 13 乙②第31号証「※1」部分について

(1) 当該不開示部分には、乙②第31号証に係る報告書の作成に関わった者の姓が記載されている。

(2) 原告は、姓だけであれば個人識別性がない旨主張するが(原告第4準備書面4ページ)、当該書面の体裁上、当該不開示部分に、本件事故の事情について聴取報告書を作成した関係者の姓の他に、組合における役職名が記載されている部分や起案日等が記載されていることに照らせば、これらの情報と前記組合に関する職員録等の他の情報と照合すれば、特定の個人を識別できる情報といえるから、情報公開法5条1号に該当する。

(3) また、原告は、組合長、専務及び課長は管理職として責任ある立場で提出しているはずであるから、慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張する(原告第4準備書面4ページ)。しかしながら、組合の管理職として責任ある立場の者であれば氏名が公にされるという慣行が存在するとは認められず、情報公開法5条1号イに該当しない。

### 14 乙②第31号証「※2」部分について

- (1) 当該不開示部分には、本件事故の事情について聴取を受けた者複数名の役職、氏名及び姓が記載されている。
- (2) 原告は、役職等は個人識別性を欠くから個人情報に該当しないとして、情報公開法5条1号に該当しない旨主張するようである(原告第4準備書面4ページ)。

しかしながら、聴取者の役職が明らかになれば、当該組織の職員録等の他の情報と照合することにより、個人を識別することが可能であることから、原告の主張は理由がない。

- (3) また、原告は、口述を受けた者が管理職であれば、その氏名は慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張する(原告第4準備書面4ページ)。しかしながら、管理職であれば一般に氏名が公にされるという慣行が存在するとは認められず、情報公開法5条1号イに該当しない。

#### 15 乙②第36号証及び乙②第37号証「※1」部分について

- (1) 乙②第36号証の不開示部分には、第58寿和丸の乗組員の氏名、生年月日、本籍地、免許番号及び取得している免許の種類が、乙②第37号証「※1」部分には、第58寿和丸の乗組員の船員室番号、役職、氏名、住所、生死の別のほか、手書きで、生年月日及び年齢が、各記載されている。
- (2) 原告は、氏名及び都道府県市町村より詳しい個人住宅所以外は個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面5ページ)。

しかしながら、原告の指摘する上記情報であっても、第58寿和丸の乗組員に関する名簿等の他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができるところから、情報公開法5条1号に該当する。

#### 16 乙②第37号証「※2」部分、乙②第38号証「※4」部分、乙②第39号証「※」部分、乙②第40号証「※1」部分、乙②第42号証「※1」部

分、乙②第43号証「※」部分、乙②第53号証「※」部分及び乙②第55号証「※5」部分について

- (1) 当該不開示部分には、各書面を行政庁に提出した者の勤務先法人の名称、役職及び氏名が記載されている。また、上記のうち一部については、法人の所在地が記載されている。
- (2) 原告は、管理職であれば、慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張するが(原告第4準備書面5ページ)、前記のとおり、管理職であれば、一般に氏名が公にされるという慣行が存在するとは認められず、情報公開法5条1号イに該当しない。

17 乙②第38号証「※1」部分について

- (1) 当該不開示部分には、本件事故について、補充調査を受けた複数名の勤務先法人の名称、役職、氏名及びファックス番号が記載されている。
- (2) 原告は、ファックス番号及び役職は個人識別情報に当たらないとして、情報公開法5条1号に該当しない旨主張するようである(原告第4準備書面5ページ)。しかしながら、ファックス番号は他の情報と照合することで当該個人が所属する法人が明らかになることに加え、役職名が更に明らかになれば当該法人の組織情報等の他の情報と照合することで個人を識別することができるのであって、情報公開法5条1号に該当する。
- (3) また、原告は、管理職であれば、慣行として氏名が公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張するが(原告第4準備書面5ページ)、前記のとおり、管理職であれば一般に氏名が公にされるという慣行が存在するとは認められず、情報公開法5条1号イに該当しない。

18 乙②第38号証「※3」部分について

- (1) 当該不開示部分には、第58寿和丸の乗組員の氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、本籍地、学歴、職歴、事故後の安否に係る情報が記載されて

いる。

(2) 原告は、氏名、都道府県市町村より詳しい個人宅住所及び電話番号は個人識別情報に該当し得るが、その余の経歴等は氏名や住所等を不開示とすることにより個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面5ページ)。

しかしながら、前記のとおり、原告が指摘する情報であっても、第58寿和丸の関係者が入手し得る乗組員名簿等の他の情報と照合することで特定の個人を識別することができることに照らせば、原告が個人識別情報に該当し得るとする情報以外の情報であっても、情報公開法5条1号に該当する。

#### 19 乙②第39号証のその余について

(1) 当該不開示部分は、第58寿和丸の乗組員のうち、死亡した者の死体検案書であり、氏名、性別、生年月日、死亡日時、死亡した場所及び死亡の原因に関する情報が記載されている。

(2) 原告は、氏名を不開示とすることにより個人識別性を欠くから、その余は情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面6ページ)。

しかしながら、前記(1)に記載された情報は、氏名以外の情報であっても、死亡した第58寿和丸の乗組員は限られている上、同乗組員に関する他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

#### 20 乙②第40号証「※2」部分について

(1) 当該不開示部分のうち、最後の1片については、第58寿和丸の乗組員の役職、氏名、年齢、住所(都道府県市町村まで)が、その余の片については、乗組員の役職及び氏名が、各記載されている。

(2) 原告は、氏名、都道府県市町村より詳しい個人宅住所以外は、氏名と住所を不開示とすることにより個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当

しない旨主張する(原告第4準備書面6ページ)。

しかしながら、前記のとおり、原告が指摘する氏名及び住所(都道府県市町村より詳しい個人宅住所)以外の情報であっても、前記(1)に記載された情報は、その他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

## 2 1 乙②第52号証「※」部分について

- (1) 当該不開示部分には、本件事故当時の気象・海象調査を受けた者の氏名及びその者の乗り組んでいた船舶における役職ないし役割が記載されている。
- (2) 原告は、職名は個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面6ページ)。

しかしながら、乙②第52号証には、船名欄に「第十一寿和丸」と記載されており、署名者が同船に乗船していたことが明らかであるところ、役職ないし役割は、第十一寿和丸の乗船者に関するその他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

## 2 2 乙②第55号証「※1」部分について

- (1) 当該不開示部分には、本件事故について、補充調査を受けた複数名の勤務先法人の名称、役職、氏名、ファックス番号が記載されている。
- (2) 原告は、ファックス番号及び役職は個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面6ページ)。

しかしながら、前記のとおり、ファックス番号は他の情報と照合することで当該個人が所属する法人が明らかになることに加え、役職名が更に明らかになれば当該法人の組織情報等の他の情報と照合することで個人を識別することができるのであって、原告の主張は理由がない。

## 2 3 乙③第1号証「※」部分について

- (1) 当該不開示部分には、第58寿和丸に搭載されていた石油を販売した法人の名称、販売した担当者の姓及び石油を積み込んだ港の名称が記載されている。
- (2) 原告は、石油を販売した法人の名称及び石油を積み込んだ港の名称は個人識別情報ではないとして、情報公開法5条1号に該当しない旨主張するようである(原告第4準備書面6ページ)。

しかしながら、乙③第1号証は、福島県漁業協同組合連合会が発行した石油購入券であるところ、第58寿和丸に石油を販売した内容が記載されている。そして、石油を積み込んだ港の名称が明らかになれば、地域が限定されることで船舶用の石油を販売している事業者が特定され、ひいては第58寿和丸に石油を販売した法人が特定されることに加え、当該法人の関係者が入手可能な販売担当者等の名簿等と照合することによって、特定個人を識別することができるのであって、情報公開法5条1号に該当する。

- (3) また、原告は、氏名は責任ある立場であれば、慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張するが(原告第4準備書面6ページ)、責任ある立場であれば氏名が公にされるという慣行が存在するとは認められず、情報公開法5条1号イに該当しない。

#### 2 4 乙③第4号証「※1」部分について

- (1) 当該不開示部分には、乙③第4号証に係る報告書を作成した者の所属及び氏名が記載されている。
- (2) 原告は、所属は個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面6及び7ページ)。

しかしながら、作成者の所属が明らかになれば、当該所属先における職員録等の他の情報と照合すれば、特定の個人を識別できる情報といえることから、情報公開法5条1号に該当する。

## 25 乙③第4号証「※4」、「※5」及び「※6」部分について

- (1) 当該不開示部分のうち、乙③第4号証「※4」及び「※5」部分には、第58寿和丸の船長及び機関長の氏名、住所、免許番号が記載され、乙③第4号証「※6」部分には、第58寿和丸の乗組員の氏名、役職名、住所及び生年月日が記載されている。
- (2) 原告は、船長、機関長は責任ある立場であるから、氏名は慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張するが(原告第4準備書面7ページ)、船舶の船長及び機関長の氏名が公にされるという慣行は認められない。
- (3) また、原告は、判然としない点はあるものの、「都道府県市町村より詳しい住所」以外の部分は情報公開法5条1号に該当しない旨主張するようであるが(原告第4準備書面7ページ)、原告が指摘する部分であっても、第58寿和丸の乗組員名簿等のその他の情報と照合すれば、特定の個人を識別できる情報といえることから、情報公開法5条1号に該当する。

## 26 乙③第5号証、乙③第6号証、乙③第7号証及び乙③第8号証について

- (1) 当該不開示部分は、第58寿和丸の乗組員の免許の写しであり、当該乗組員の免許番号、免許取得年月日、氏名、性別、生年月日、本籍地、免許交付年月日及び免許の有効期限が記載されているほか、当該乗組員の顔貌が分かれる写真が貼付されている。
- (2) 原告は、氏名及び顔貌を不開示とすることにより個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張する(原告第4準備書面7ページ)。しかしながら、氏名及び顔貌以外の情報であっても、第58寿和丸の乗組員に関する名簿等の他の情報と照合すれば、当該乗組員を個人として識別できることから、情報公開法5条1号に該当する。

## 27 乙③第9号証について

- (1) 当該不開示部分は、第58寿和丸の船員手帳の写しであり、手帳番号、当該乗組員の氏名、性別、本籍地、生年月日、交付年月日、職務、雇入年月日、雇止年月日が記載されているほか、当該乗組員の顔貌が分かる写真が貼付されている。
- (2) 原告は、氏名及び顔貌を不開示とすることにより個人識別性を欠くから情報公開法5条1号に該当しない旨主張するが(原告第4準備書面7ページ)、前記26で述べたとおり、氏名及び顔貌以外の情報であっても、他の情報と照合すれば、当該乗組員を個人として識別できるから、情報公開法5条1号に該当する。

## 28 乙③第11号証「※2」部分について

- (1) 当該不開示部分には、本件事故に係る調査を受けた複数名の勤務先法人の名称、役職が記載されている。
- (2) 原告は、所属及び役職は個人情報に該当しないとして、情報公開法5条1号に該当しない旨主張するようである(原告第4準備書面7ページ)。しかしながら、所属及び役職という情報のほかに、職員録等の当該所属及び役職に相当する者の氏名に関する情報があった場合には、これと照合することにより個人を識別することができるのであって、情報公開法5条1号に該当する。

## 29 乙③第14号証「※」部分について

- (1) 当該不開示部分には、口述聴取を受けた複数名の勤務先法人の名称、役職、氏名、勤務先法人の所在地、電話番号及びファックス番号が記載されている。
- (2) 原告は、所属、役職、電話番号及びファックス番号は個人情報ではないとして、情報公開法5条1号に該当しない旨主張するようである(原告第4準備書面7ページ)。

しかしながら、原告が指摘する情報であっても、これらの情報が組み合わ

されることにより、口述聴取を受けた者の所属及び役職がより具体的に特定され、さらに、職員録等の当該所属及び役職に相当する者の氏名に関する情報があった場合には、これと照合することにより個人を識別することができるのであって、情報公開法5条1号に該当する。

### 3 0 乙③第15号証「※」部分について

- (1) 当該不開示部分には、第58寿和丸に搭載されていたアンカーの製造者の氏名、所属先法人の名称、所在地が記載されている。
- (2) 原告は、役職、所属先は個人識別情報ではないとして、情報公開法5条1号に該当しない旨主張するようである(原告第4準備書面7及び8ページ)が、前記28で述べたとおり、役職及び所属先は情報公開法5条1号に該当する。
- (3) また、原告は、同アンカーの型式承認書を受け取った者として責任を負う立場にあることから氏名は慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張するが(原告第4準備書面7及び8ページ)、上記「責任を負う立場」にある者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でもないから、情報公開法5条1号イに該当しない。

### 3 1 乙④第1号証「※1」部分について

- (1) 当該不開示部分には、第58寿和丸を所有していた法人の所在地、関係者氏名及び乙④第1号証に係る資料を提出した者の氏名が記載されている。
- (2) 原告は、法人代表者の氏名は慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張する(原告第4準備書面8ページ)。しかしながら、上記関係者や資料を提出した者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でないから、情報公開法5条1号イに該当しない。

### 3 2 乙④第1号証「※3」部分について

- (1) 当該不開示部分には、第58寿和丸の乗組員の氏名が記載されている。
- (2) 原告は、検査責任者は慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張するが(原告第4準備書面8ページ)、検査責任者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でもないから、情報公開法5条1号イに該当しない。

### 3 3 乙④第6号証「※」部分について

- (1) 当該不開示部分には、本件事故の調査報告書案について意見を提出した者の氏名及び所属先等が記載されている。
- (2) 原告は、所属等は個人情報ではないとして、情報公開法5条1号に該当しない旨主張するようである(原告第4準備書面8ページ)が、前記28等でも述べたとおり、所属等の情報であっても、情報公開法5条1号に該当する。
- (3) また、原告は、法人代表者であれば氏名は慣行として公にされており、情報公開法5条1号イに該当する旨主張するが(原告第4準備書面8ページ)、本件事故の調査報告書案について意見を提出した者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報でもないから、情報公開法5条1号イに該当しない。

## 第2 情報公開法5条2号該当性についての反論

- 1 情報公開法5条2号イの意義、趣旨及び判断枠組みについては、被告準備書面(2)(7ないし9ページ)で述べたとおりである。  
すなわち、情報公開法5条2号本文所定の「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等の法人等と何らかの関連性を有する情報を指し、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時

に、構成員各個人に関する情報でもある。そして、同号イは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことを要件とするところ、「権利」とは法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とはノウハウ、信用等、運営上の地位を広く含むと解されており、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があると解されており、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとされている（「詳解情報公開法」55ないし57ページ）。

2 この点、原告は、「不開示事由一覧表：調査資料一式」の「被告の主張」欄の「不開示事由」の「二号法人ノウハウ」及び「二号法人労務管理」がいかなる法人のどのような正当な利益が害されているか明らかでない旨主張する（原告第4準備書面9ページ）。

しかしながら、「二号法人ノウハウ」と挙げた文書については、第58寿和丸の所有者である株式会社酢屋商店（以下「酢屋商店」という。）が所有する第58寿和丸及び他の船舶についての種類、隻数、搭載物、航海に関する情報が記載されており、これらの情報から、酢屋商店の事業規模や、漁を行う海域、漁で捕獲する魚種、漁獲量等を推測することができることから、これらの情報が公に開示されれば、酢屋商店のノウハウが流出し、酢屋商店が競争上不利な地位に立たされるおそれがあり、正当な利益が害されるおそれがある。

また、前記「二号労務管理」と挙げた文書については、第58寿和丸を含む酢屋商店所有の各船舶の乗組員の編成、各乗組員の保有免許、職歴及び乗り組

んでいた船舶における役割等に関する情報、また、労働条件に関する情報が記載されており、これらの情報が公に開示されれば、酢屋商店における労務管理の内情が競合する他法人の知るところとなり、その結果、人材確保の面において、酢屋商店が同業他社との関係で不利な立場に立たされるおそれがあるのであって正当な利益が害されるおそれがある。

3 さらに、原告は、情報公開法5条2号に該当する文書が同時に同条5号ないし6号に該当することは通常は考えられない旨主張する(原告第4準備書面9ページ)。

しかしながら、本件のように事故の調査に係る文書については、ある情報が公に開示された場合、法人等にとって正当な利益を害するおそれがあると同時に、①行政庁の調査の手法等が明らかになり、将来の事故等調査における聴取等に支障を來し、率直な意見の交換や意思決定の中立性を損なうことや、②未熟な情報を含む場合には、国民の誤解や憶測を招き不當に国民の間に混乱を生じさせること、また、③関係者のプライバシーが侵害され、特定の者に不当な不利益を及ぼすことがあるのであって、そのような場合には同条5号に該当する。

また、事故調査に係る情報という性質上、当該情報が責任追及のために使用されるおそれがあるところ、そのような事態は、行政庁にとっても、調査対象者にとっても予定しないものであって、開示されることにより、信頼関係を損ない、その後の調査協力が得られず、適正な遂行に支障を及ぼすことがあるから、そのような場合には同条6号にも該当する。

したがって、原告の前記主張は理由がない。

### 第3 情報公開法5条5号該当性についての主張の補充

1 情報公開法5条5号の意義、趣旨及び判断枠組み等については、被告準備書

面(1)(21ないし23ページ)において、また、本件対象文書①が情報公開法5条5号に該当することについては、被告準備書面(2)(12及び13ページ)で述べたとおりである。

2 被告が、「不開示事由一覧表：調査資料一式」の「被告の主張」欄の「不開示事由」に「五号特定者不利益」と挙げた文書には、①本件事故の調査に対し回答した者に関する情報のみならず、調査に当たって行政庁が収集した試験研究の主体関係者や、調査資料を提出し、又は、本件事故に関する情報を提供した者に関する情報等、本件事故の調査に協力した者に関する情報及び②第58寿和丸及び僚船の所有者、設計関係者、搭載物の販売者等に関する情報等、本件事故を起こした第58寿和丸等の関係者に関する情報が記載されている。

これらの情報は、事故の調査に係る関係者の情報という性質上、その情報が公に開示された場合、関係者のプライバシーが侵害されたり、調査協力者及び事故を起こした船舶等の関係者が責任追及や嫌がらせを受けたり、また、こうした関係者に関する情報が、昨今普及しているいわゆるSNS等を通じて発信され、広く伝播されることとなれば、平穏な生活を送ることが困難になったりするなどの不利益を受けるおそれがあり、さらに、事実と異なる誤解により調査協力者及び事故を起こした船舶等の関係者が不当な批判にさらされるなど、特定の者に不当な不利益を及ぼすおそれもある。

3 被告が「不開示事由一覧表：調査資料一式」の「被告の主張」欄の「不開示事由」に「五号率直中立毀損」と挙げた文書には、①本件事故の調査に当たって行政庁が収集した資料の内容(第58寿和丸及び僚船の関係者に対する聴取事項、発問の順番及びこれに対する被聴取者の回答の内容、第58寿和丸及び僚船等の構造や搭載物等に関する情報、本件事故発生直後の関係各所の対応状況及び乗組員の救助等に関する資料の内容、行政庁が本件事故調査に当たって収集した試験研究の内容)及び②行政庁が本件事故調査報告書を取りまとめる

議論の途中段階における報告書案の内容が記載されている。

これらの情報が公に開示された場合、行政庁が事故調査に当たって、関係者に聴取する事項の内容及び方針、提出を求める資料の種類及び範囲、聴取等を行う対象者を選定する際の方針、調査上知り得た情報など、調査の手法や方向性が推測される可能性があり、そのような推測を基に事実と異なる誤解がされると、行政庁が外部から指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある。

4 被告が「不開示事由一覧表：調査資料一式」の「被告の主張」欄の「不開示事由」に「五号国民混乱」と挙げた文書には、本件事故の調査に当たって行政庁が収集した資料の中でも、特に、行政庁による事実認定を経る前の一次的な資料の内容(第58寿和丸及び僚船の関係者の回答の内容、本件事故発生直後の関係各所の対応状況及び乗組員の救助等に関する資料の内容)、行政庁が本件事故調査に当たって収集した試験研究であって、本件事故調査報告書を取りまとめるに当たり参考とした試験研究及び参考としなかった試験研究の内容、また、行政庁が本件事故調査報告書を取りまとめる議論の途中段階における報告書案の内容が記載されている。

行政庁による事故調査にあっては、最終的に事故原因を適切に把握するため、事故に関する事実関係ないし知見を広く収集するところ、これらの情報が公に開示された場合、行政庁が調査及びこれを踏まえた事実認定を経て本件事故原因等についての調査結果を取りまとめるに至る前の未熟な情報ないし事実関係が不十分なままの情報が、事故調査報告書の内容とは独立した形で、SNS等を通じて発信され、広く伝播されることとなるおそれがあり、そうなれば、国民の誤解や憶測を招き不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

#### 第4 情報公開法5条6号該当性についての主張の補充

1 情報公開法5条6号の意義、趣旨及び判断枠組み等については、被告準備書面(1)(23ないし26ページ)において、また、本件対象文書①が情報公開法5条6号に該当することについては、被告準備書面(2)(13ないし15ページ)で述べたとおりである。

2 被告が「不開示事由一覧表：調査資料一式」の「被告の主張」欄の「不開示事由」に「六号原因究明困難」と挙げた文書は、①本件事故の調査の目的の下で、行政庁が関係各所に依頼して提出を受けた資料、収集した試験研究、また、関係者に依頼して聴取ないしアンケートを実施して、回答を得られたもの及び②行政庁が本件事故調査報告書を取りまとめる議論の途中段階における報告書案である。

上記①の情報については、事故調査に係る情報という性質上、当該情報が責任追及のために使用されるおそれがあるところ、そのような事態は、責任追及を目的としない行政庁にとって予定しない事態であり、かつ、責任追及がされないことを前提に調査に協力をした者にとっても予定しない事態であって、公に開示されれば、調査に協力した関係者の行政庁に対する信頼関係が破壊されることとなる。また、調査に協力した関係者が、これらの情報が公に開示されたことにより不利益を被った場合には、どのような協力をしてどのような不利益を被ったかをSNS等を通じて発信するおそれがあり、事故調査に応じることによる不利益のおそれが広く伝播されることにより、その後の事故調査において、行政庁から協力を依頼された関係者が、資料等の提出、聴取ないしアンケートへの回答等を拒絶したり、あるいは、形式上は協力する姿勢を見せたとしても、核心的な資料についてはその存在を秘匿したり、また、率直かつ自由な申述を控えたりするおそれがあり、その結果、行政庁が、事実関係を正確に

把握し、事故等の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的<sup>1)</sup>を達することができず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、上記②の情報については、事故等の原因究明を目指す調査報告書を取りまとめる議論の途中段階における報告書案であって、その情報が公に開示された場合、行政庁における審議の経過が明らかとなる。そうなれば、審議の中で出された意見や議論の内容について調査報告書から独立した形で批判がされるおそれがあり、その結果、行政庁の意思決定の中立性が確保できなくなるおそれがある。また、原因関係者が批判や責任追及をされたり、嫌がらせを受けるおそれもあり、その結果、今後の事故調査において、原因関係者から率直な意見を聴取することができなくなり、事実関係を性格に把握し、事故等の原因究明を行うことが困難となり、行政庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上

---

\*1 航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会を設置し、もって航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする(設置法1条)。